

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和5年11月1日

水曜日

号外

目次

告示

○特別保護地区の指定

1

告示

富山県告示第399号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年11月1日

富山県知事 新田 八朗

1 特別保護地区の名称

二上山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面に表示する区域

3 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、能登半島国定公園の南端部に位置し、コナラやウラジロガシ、

スギ等が繁茂しているゆるやかな丘陵地帯となっており、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、ツグミ、アトリ、カシラダカ等の渡り鳥の重要な経路に当たることから鳥獣保護区に指定されているが、この区域を特別保護地区に指定し、より積極的な鳥獣生息環境の保護を図る。

また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）